

このメールマガジンは、購読を希望された方、広域関東圏知的財産戦略本部関係者、知的財産に係る企業・機関のご担当者、パテントソリューションフェアに出展申込された方、ご来場頂いた方に配信しております。

【目次】

～ ～ オススメ情報 ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

1, 「審査請求料の納付繰延制度」のご案内

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/shinsa_kurinnobe.htm

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- 2, 平成21年度「知財功労賞」の表彰について
- 3, 「スーパー早期審査の試行におけるQ & A」のご案内
- 4, 『産業財産権相談サイト』のご案内
- 5, 「特許庁各種パンフレット一覧」更新のご案内
- 6, 【お知らせ】「インターネット出願への一本化」について
- 7, 【お知らせ】産業財産権関係料金一覧について
- 8, 【緊急保証制度】中小・小規模企業を全力をあげて応援します！

～ ～ オススメ情報 ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

=====

1, 「審査請求料の納付繰延制度」のご案内

=====

審査請求料は、特許出願の審査請求と同時に納めることとされておりますが、昨今の景気の急速な悪化を受けて、企業等の資金的な負担を軽減するための緊急的な措置として、平成21年4月1日以降に行われる出願審査請求については、出願審査請求書の提出日から1年間に限り、審査請求料の納付を繰り延べできるようになりました。

出願審査請求書において納付繰延の意思表示がされた場合、出願審査請求書の提出日から1年間、審査請求料の納付を繰り延べすることができます。審査請求料の納付繰延を利用した場合、出願審査請求時点において審査請求料が納付されていなくても、審査請求料の未納付に基づく手続補正指令書は発送しません。なお、出願審査請求書の提出日から1年を過ぎても納付がない場合は、従来どおり、手続補正指令書を発送します。自己の特許出願に対して出願審査請求を行う方が利用できます（他人請求の場合は不可）。また、納付繰延は、出願審査請求が書面・電子のいずれの手続でも利用できます。

ただし以下の場合には、審査請求料の納付が必要です。

3, 「スーパー早期審査の試行におけるQ & A」のご案内

特許庁は、ユーザの求めるタイミングで早期に権利化が行える審査体制の構築に向け、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を創設し、平成20年10月からその試行を行ってきたところです。今回、試行開始以来寄せられた質問等を参考にして、Q & Aが取りまとめられましたので、このページを参考にご活用ください。

「スーパー早期審査の試行におけるQ & A」はこちら
http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/super_souki_qa.htm

4, 『産業財産権相談サイト』のご案内

(独)工業所有権情報・研修館サイト内に、「産業財産権相談サイト」が開設されました。

このサイトでは、特許・実用新案・意匠・商標の以下の内容についてご案内しております。

- ・出願書類等のサンプルダウンロード
- ・手続き書類の書き方
- ・権利取得までの流れ
- ・事前調査の方法
- ・皆様からご相談の多い質問とその応答

『産業財産権相談サイト』はこちら
<http://faq.inpit.go.jp/EokpControl?&event=TE0008>

5, 「特許庁各種パンフレット一覧」更新のご案内

新年度になり、審査請求料納付繰延制度や特許関係料金等の変更に伴い、特許庁で作成・配布している各種パンフレットが更新されました。

このパンフレットは、ネット上からダウンロードすることができます。

各種パンフレット一覧及びダウンロードはこちらから
<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/panhu.htm>

また、各種パンフレットをご希望の際は、関東経済産業局特許相談室でも配布していますので、お問い合わせください。

(TEL: 048-600-0319)

特許相談室はこちら
<http://www.kanto.meti.go.jp/sodan/tokkyosodan/index.html>

6, 【お知らせ】「インターネット出願への一本化」について

現在、ISDN回線を利用した電子出願とインターネットを利用した電子出願の二通りの電子手続を受け付けておりますが、平成22年3月末にISDN回線を利用した電子出願を廃止し、平成22年4月からインターネット出願へ一本化いたします。

このようなことを踏まえ、特許庁では平成20年6月にインターネット出願への一本化について公表しましたが、ISDN出願の廃止まであと1年となりましたので、再度お知らせいたします。

詳細についてはこちらをご覧ください

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/internet_syutugan_ipponnka.htm

7,【お知らせ】産業財産権関係料金一覧について

産業財産権関係料金一覧が更新されました。

(特許原簿謄本の料金等、利害関係確認が不要な場合・必要な場合に依じて料金が異なります。)

詳細はこちらをご覧ください

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>

8,【緊急保証制度】中小・小規模企業を全力をあげて応援します！

平成20年10月30日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「生活対策」が決定され、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小・小規模企業について、十分な資金繰り対策を実施し、また、税制措置や人材確保・育成等により活性化を図っていくこととなりました。

現在、本制度の対象業種は、「760業種」です。

緊急保証制度の対象となる中小企業の方、保証の内容等詳細についてはこちら

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/kinyuu/20081114seikatsutaisaku.html>

=====

その他のイベント・セミナー情報についてはこちら

<http://www.kanto-chizai.com/cal/index.cgi>

=====